

## 服装・容儀規程

- 1 服装・頭髪は、清楚・端正であること。
- 2 学校活動においては、原則として本校指定の制服を着用すること。ただし、実技科目や行事等により別に指示がある場合にはそれに従うものとする。
- 3 個人的な理由により、やむを得ず制服以外を着用する必要がある場合には、「異装許可願」にてその旨を申請し、生徒指導部より発行される「異装許可証」を身につけること。
- 4 登校・下校時、原則として制服を着用すること。ただし、例外として次のとおり認める。
  - (1) 平日の放課後、部活動等のためジャージに着替える場合はそのまま下校してよい。
  - (2) 休日に部活動のためだけに出校する場合、登下校ともにジャージ着用でよい。
  - (3) 行事等で別に指示がある場合は、その指示に従うものとする。
- 5 校舎内では、学校指定のシューズを着用すること。その際、靴紐は年次ごとに指定されたものを使用すること。
- 6 登下校時の履き物は特に定めないが、安全で常識的なものであること。
- 7 頭髪は、周囲に与える印象をよく考え、TPOをわきまえたスタイルとすること。引き続き、染髪・パーマ・巻き髪・つけ毛等の加工は禁止とする。
- 8 化粧（色つきリップ・アイプチ・つけまつ毛・マニキュア含む）は登下校時も含め禁止する。ただし、疾病や身体的特徴への配慮としての必要性を有する場合等は、保護者から学校へ申告し、許可を得ること。
- 9 装飾品（カラーコンタクト含む）の着用は原則として禁止する。ピアスについては、穴を空けることも禁止とする。ただし、身体のコンディショニングに対する有効性を目的としたネックレス等については、他者から見えないように配慮して着用することは認める。
- 10 登下校時のバックは特に限定しない。
- 11 次の場合は、原則として正装とする。正装の詳細については次項を参照のこと。
  - (1) あらかじめ指定された学校の式典時（入学式・始業式・終業式・卒業式等）  
ただし、夏季は状況において別に指示することもある。
  - (2) その他、特に学校より指示があった場合

## 《制服詳細》

### 【購入必須】

- |           |      |                                |
|-----------|------|--------------------------------|
| ○ ジャケット   | 学校指定 | ブレザー                           |
| ○ 長袖ワイシャツ | 学校指定 | ボタンダウン長袖ワイシャツ                  |
| ○ ベスト     | 学校指定 | Vラインベスト                        |
| ○ スラックス   | 学校指定 | 丈は正しく履いた状態でくるぶしが隠れ、裾が床につかない長さ。 |
| ○ スカート    | 学校指定 | 丈は正しく履いた状態で膝頭が完全に隠れる長さ。        |
| ○ ネクタイ    | 学校指定 | 普通ネクタイまたはリボンタイ                 |

### 【購入任意】

- |                |      |  |
|----------------|------|--|
| ● 半袖ワイシャツ      | 学校指定 | ボタンダウン半袖ワイシャツ  |
| ● カーディガン       | 学校指定 | MA407  |
| ● ポロシャツ        | 学校指定 | ボタンダウンポロシャツ  |
| ● スラックス（女子生徒用） | 学校指定 | 丈は正しく履いた状態でくるぶしが隠れ、裾が床につかない長さ。<br>着用時は学校指定のネクタイまたはリボンを着用とする。 |

### 【その他】

- |                |      |  |
|----------------|------|--|
| ◆ 靴下           | 各自購入 | 正装時は黒または紺色のものとし、くるぶしが隠れる長さで肌が見えないもの。                       |
| ◆ 靴下等（スカート着用時） | 各自購入 | [冬季] 黒のタイツまたはストッキング<br>[夏季] 正装時は黒または紺色の靴下とし、くるぶしが隠れる長さのもの。 |

正装		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー着用</li> <li>・ボタンダウン長袖ワイシャツ着用</li> <li>・ベスト着用</li> <li>・スラックスまたはスカート着用</li> <li>・ネクタイまたはリボン着用</li> </ul> <p>以上、すべて学校指定のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒または紺色の靴下、黒タイツまたはストッキング着用</li> </ul>
冬服	登下校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー着用</li> <li>・ネクタイまたはリボン着用 (ワイシャツの第1ボタンを閉じる) (ワイシャツの裾はスラックスに入れる)</li> <li>・ベスト着用可</li> </ul> <p>以上、すべて学校指定のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スカート着用時、黒タイツまたはストッキング着用</li> </ul>
	校 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネクタイまたはリボン着用 (ワイシャツの第1ボタンを閉じる) (ワイシャツの裾はスラックスに入れる)</li> <li>・ベスト着用可</li> <li>・カーディガン着用可</li> </ul> <p>※ブレザーの着用は状況に合わせ個人の判断とする。</p> <p>以上、すべて学校指定のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スカート着用時、黒タイツまたはストッキング着用</li> </ul>
夏服	登下校時 及び校内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スラックス、スカート着用</li> <li>・ブレザー、ネクタイ、リボンは着用しない</li> <li>・ポロシャツ着用可</li> <li>・ワイシャツ（半袖含む）、ポロシャツの第1ボタンを外すことを可とする</li> <li>・ベスト着用可</li> <li>・カーディガン着用可</li> </ul> <p>以上、すべて学校指定のものとする。</p>

※ 冬服・夏服の着用期間は、生徒指導部にて指示する。

※ 上記の内容以外に必要な場合は、別に生徒指導部より指示する。

附則	平成14年	4月	1日	施行
	平成20年	4月	1日	一部改正
	平成25年	3月22日		一部改正
	平成30年	3月15日		一部改正
	平成29年	4月	1日	一部改正
	平成31年	3月13日		一部改正
	令和2年	4月	1日	一部改正
	令和3年	4月	1日	一部改正
	令和5年	4月	6日	一部改正
	令和5年	11月	15日	一部改正